

SATO 社会保険労務士法人 NEWS LETTER

2021年1月号 (No.163)



★★今月の特集★★

1. 社会保険手続きの原則押印廃止について
2. 算定基礎届等に係る総括表の廃止・賞与不支給報告書の新設について
3. 「産業雇用安定助成金(仮称)」の創設について
4. 緊急事態宣言に伴う雇用調整助成金の特例措置について

1. 社会保険手続きの原則押印廃止について

行政のオンライン化・デジタル化に伴い、押印廃止の対応が図られることになりました。そのため、健康保険組合、協会けんぽ、年金機構についても原則押印廃止の対応が進められています。

その一方で、一部手続きや金融機関への届出印、実印による手続きが必要な書類に関しては、特に届出等の真正性を確認する必要があるとして、引き続き押印が必要となります。

厚生年金に関しては2020年12月25日より原則押印廃止の提示がなされております。また、押印が必要とされている書類でも、別途添付書類等を付けることで押印を省略できる場合があります。運用が開始されたばかりですので、今後の変更点についてご留意下さい。

★日本年金機構HP参照★

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202012/20201225.html>

★協会けんぽHP★

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g1/r2-9/2020092901/>

2. 算定基礎届等に係る総括表の廃止・賞与不支給報告書の新設について

社会保険の算定基礎届・賞与支払届の総括表が不要となり、賞与を支給しなかった場合には「賞与不支給報告書」を届出ることになります。

①《総括表の取扱い》

現在、社会保険の算定基礎届・賞与支払届を提出する際、併せて総括表を届出ることになっていますが、2021年4月1日から廃止されることになりました。

②《賞与を支払わなかった場合の取扱い》

日本年金機構にて登録された賞与支払予定月に賞与を支給しなかった場合に届出「健康保険・厚生年金保険 賞与不支給報告書」が新設されました。

厚生労働省のHPにて詳細をご覧ください。

★厚生労働省HP参照★

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T201222T0020.pdf>

3. 「産業雇用安定助成金(仮称)」の創設について

新型コロナウイルス感染症の影響で、一時的な事業縮小を余儀なくされた事業主が、出向により労働者の雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業所に対して出向中に要する経費を一部助成する「産業雇用安定助成金(仮称)」の創設が検討されています。

最近では航空会社や外食チェーンにおいて、人出が不足するグループ外の企業に社員を出向させる動きが相次いでいます。

◆助成金の対象となる「出向」◆

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向。

◆助成内容◆

出向元事業主、出向先事業主の双方に対して「出向運営経費」「出向初期経費」の一部を助成。

《出向運営経費とは》

出向元事業主と出向先事業主が負担する、賃金、教育訓練及び労務管理に関する調整経費等、出向中に要する経費。

・出向元が労働者の解雇などを行っていない場合
(中小企業)9/10 (中小企業以外)3/4

- ・出向元が労働者の解雇などを行っている場合
(中小企業)4/5 (中小企業以外)2/3
- ・上限額(一律)
12,000円/日

《出向初期経費とは》

就業規則や出向契約書の整備費用、出向する前に出向元であらかじめ行う教育訓練、出向先で受け入れに要する機器や備品等の準備に係る初期経費。

・助成額

(出向元) 各10万円/1人当たり(定額)

(出向先) 各10万円/1人当たり(定額)

・加算額

(出向元) 各5万円/1人当たり(定額)

(出向先) 各5万円/1人当たり(定額)

※出向元が雇用過剰業種の場合や生産性指標要件が、一定程度悪化した企業である場合、出向先が労働者を異業種から受け入れる場合について助成額が加算される予定となっていますが、この要件を含み現在検討中となっています。

助成金創設については今後、第三次補正予算にて閣議決定される見通しです。

詳細については、リーフレットをご覧ください。

★厚生労働省HP参照★

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000712906.pdf>

4. 緊急事態宣言に伴う雇用調整助成金の特例措置について

2021年1月7日の緊急事態宣言に伴い、1都3県(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)での営業時間短縮に協力する飲食店等に対して、大企業への雇用調整助成金の助成率を引き上げる方針が公表されました。

現状では、期限(2021年2月28日)に変更は無く、休業助成率 **4/5** (解雇等を行わない大企業に対して **10/10**) での対応が予定されております。

厚生労働省HPにて概要が公表されておりますのでご確認ください。

★厚生労働省HP★

https://www.mhlw.go.jp/stf/kakudai210107_0001.html

★1都3県を対象とする緊急事態宣言に伴う雇用調整助成金の特例措置の拡大について★

<https://www.mhlw.go.jp/content/11603000/000716521.pdf>

SATO コラム

1月7日に首都圏4都県、1月13日に関西3府県と愛知、岐阜、福岡、栃木各県についても緊急事態宣言が発令され、出勤7割減を目指す方針が提示されました。今後も事業所外勤務(テレワーク)での就業が推奨され、当面の間継続が想定されます。

既にテレワークを実施している事業主様も多いと思いますが、これからテレワークの導入をお考えの事業主様も増えていくと思われます。

厚生労働省より【テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン】がでておりますので詳細をご覧ください参考にして頂ければと思います。

★「テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン」★

<https://www.mhlw.go.jp/content/000553510.pdf>



【発行元】

SATO社会保険労務士法人 沖縄オフィス
〒900-0016

沖縄県那覇市前島2-21-13

ふそうビルディング11F

TEL: 098-943-9400